

(別記1)

ホープツーリズム拡大推進事業（首都圏向けイベントを中核とした総合誘客促進）
業務委託仕様書（案）及び企画提案要求項目

（企画提案要求項目箇所は下線）

1 委託業務の名称

ホープツーリズム拡大推進事業（首都圏向けイベントを中核とした総合誘客促進）

2 事業目的

福島県浜通り地域は、世界で類を見ない「複合災害（地震・津波・原子力災害・風評被害）」を経験した唯一の場所であり、その複合災害の教訓等から「持続可能な社会・地域づくりを探究・創造する」福島オンリーワンの新しい学びの旅「ホープツーリズム」を体感できる場所である。

また、豊かな自然や歴史・文化、食、アウトドアスポーツなど多彩な魅力に溢れた地域でもあることから、ホープツーリズムとの組み合わせにより、浜通りならではの魅力を発信し誘客につなげる「観光交流イベント」の開催や、WEB・SNS等による積極的な「情報発信・プロモーション」を通して、浜通りへの認知度と関心度を高め、誘客促進及びリピーター創出につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 委託業務の内容

（1）観光交流イベント開催（48,400千円）

ア 観光交流イベント開催

（ア）観光交流イベントについて

浜通り地域の魅力を発信しながら、福島でしか得られない学びの旅「ホープツーリズム」を一般観光客やリピーターに体験してもらえる「観光交流イベント」を開催すること（関係者調整、出店事業者の募集、法手続き、会場設営、警備、誘導案内、問合せ対応等、イベント開催に必要な一切の業務を行うこと）。

イベントは、浜通りに【集まる】集合型イベントと、浜通りを【めぐる】周遊型イベントとの組み合わせた内容で構成し、参加者がホープツー

リズムの理解促進、浜通りへの関心・関与を深めることができる企画とすること。

イベントは、連続する2日間以上の日程で開催し、延べ10,000名以上の集客に努めること。

イベント会場は、ホープツーリズムの中心の地である双葉郡内を想定し、ホープツーリズム関係施設等との連携が図りやすい会場を選定すること。なお、会場の使用料等については委託料に含めること。

開催日程は、10月～11月頃の連続する2日間以上とし、浜通りで開催される他のイベントと日程が重なる場合は、集客・運営にマイナスの影響を及ぼさず、かつ、相乗効果が期待できるイベントを選定すること。

(イ) 集合型イベント【集まる】

集合型イベントは、シンポジウムや講演会、交流イベントなど、ホープツーリズム及び浜通りへの理解・関心の向上につながるイベントを中心に、復興に向けてチャレンジしている事業者等による展示ブースや、「食」「物産」などの物販ブースを設け、参加者にホープツーリズムや浜通りの多彩な魅力をPRする内容とすること。

イベントには、ホープツーリズムのフィールドパートナーの積極的な活用や、集客力の期待できるタレント等の活用を提案すること。

(ウ) 周遊型イベント【めぐる】

a 周遊ツアーバス運行

集合型イベントに連動した日程(集合型イベントの翌日など)において、ホープツーリズムを体感していただくため、震災関連施設や復興に向けチャレンジしている人などの施設を巡る周遊ツアーバスを企画・運行すること。

b サイクリングなどの移動手段による周遊ツアー催行

サイクリングやウォーキングなど多様な移動スタイルを組み合わせ、復興事業により整備されたインフラと併せて浜通りを体感することのできる周遊ツアーを企画・催行すること。

(エ) その他

a イベントへの集客策

当イベントが浜通りでの開催とすることに鑑み、県内外の人々の関心を集めるコンセプト及び集客策を提案すること。

b 旅行会社等との連携による販売促進

旅行会社やOTA(オンライン トラベル エージェント)と連携し、観光交通イベントへの誘客につなげるツアーを造成し、商品の販売を促進すること。

c 情報発信

ホープツーリズム運営・基盤整備事業（※1）との連携のほか、ホープツーリズム拡充等推進事業（サイクリング）（※2）とも連携し、浜通りの多彩な魅力を一体的に発信すること。

d アンケート調査の実施・分析

イベント参加者や参加事業所に対しアンケート調査を実施し、分析結果を報告すること。

e 他イベントとの同時開催

令和7年度はHAMADORI CIRCLE2025 と同時開催したことから、令和8年度においても同様であることを念頭におくこと。

企画提案に当たっては、具体的なイベント会場・開催日の選定理由を複数提示するとともに、上記趣旨を踏まえた具体的なイベント企画及び周知方法について提案すること。

イ 県内外のイベント等への出展

首都圏及び県内で開催される集客性の高いイベントにそれぞれ1回以上ずつ出展し、アの観光交流イベントの周知のほか、浜通り地域の多彩な魅力について広く発信すること。

出展するイベントについては、ホープツーリズムや浜通りに関心を抱く可能性がある層の来場が見込まれるものを選定すること。

県内イベントについては県外から多くの来場者が見込まれるスポーツイベント等への出展に加えて、来場者等をターゲットとしたホープツーリズムが体感できる周遊バスの運行を視野に入れて提案すること。

展示会への出展に当たっては、展示ツール一式（パネル、のぼり旗、テーブルクロス、PRツール等）を制作し、その費用も見込むこと。

出展に際しては、来場者に対しアンケートを実施し、効果分析を行うこと。

企画提案に当たっては、出展イベント候補を複数提案するとともに、来場者が浜通り地域に関心をもち、同地域への来訪につながる具体的なイベント企画及び周知方法について提案すること。

(2) キャンプ場を活用した誘客促進 (20,595千円)

ア キャンプ場を活用したホープツーリズムへの誘導

(ア) キャンプ場を活用したモニター事業の実施

浜通り地域等のキャンプ場を活用し、ホープツーリズム関連コンテンツの体験や、周辺地域の観光資源、地域住民との交流等を組み合わせたモニター事業を実施すること。

モニター参加者は、延べ15組以上確保すること。

また、モニター参加者へのアンケートを実施し、分析した上で、当該キャンプ場における受入体制の整備や誘客促進（特に多くのキャンプ場が整備されているいわきエリアから相双エリアへの誘客）の検討につなげること。

モニター参加者のキャンプ場利用料及び事故対応のための国内旅行傷害保険の加入費用等については事業費で負担し、万全な安全対策を講じること。

開催時期及びモニター実施内容については（１）の観光交流イベントの集客につなげることを意識すること。

なお、企画提案に当たっては、ホープツーリズムや周辺地域への興味関心につなげるための具体的な仕掛けを提示するとともに、交通費やレンタル料など、事業効果との関連性を示した上で事業費による負担の考え方を提示すること。

（イ）キャンプ場利用促進キャンペーンの実施

浜通り地域等のキャンプ場の利用を通じた当該地域への来訪及び周辺地域への周遊促進を図るため、魅力あるキャンペーンを展開すること。

キャンペーンの実施に当たっては、過年度にて実施の【ホープ拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）】において企画したもののうち、自走化につながる可能性が高いものを中心に提案すること。企画内容の提案のみに留まらず、当該キャンプ場が抱える課題を総合的に支援すること。

インセンティブの付与も可能とするが、金券等の付与を除き、（１）の観光交流イベントと連動性があるもので、地域事業者等との連携により地域周遊や地産地消の促進につながるようにすること。また、OTA サイトとも連携し、新規顧客やリピーターの獲得につながるようなキャンペーンを企画し、延べ30組以上の参加を目標とする。

なお、企画提案に当たっては、ターゲット設定やキャンペーンの内容、周知方法、運営方法について、具体的に提示すること。

※令和6年度、7年度にホープツーリズム拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）で企画したキャンペーンプランは別紙のとおり。

イ プロモーションの実施

（ア）メディアを活用した情報の発信

メディア等を活用し、浜通り地域等のキャンプ場の魅力を訴求する情報の発信を行うこと。情報発信に必要な画像等の素材については、事業費内で調達することを原則とすること。

また、WEBによる情報発信については、キャンプ愛好者が利用しているサイトを活用することを基本とするほか、県が指定する公式WEBサイトについても活用すること。公式WEBサイトについては県と協議の上、決定する。

なお、企画提案に当たっては、活用を想定しているWEBサイト名と、WEBサイトを活用した浜通りのキャンプ場の魅力を多くの利用者に認知してもらうための仕掛けについて、手法や実施時期を具体的に提示すること。

（イ）パンフレットの増刷

過年度にて制作の「ふくしま浜通りアウトドアフィールドマップ」の増刷を行うこと。増刷にあたっては記載内容等に変更がないか確認の上、必要に応じて内容の修正を行うこと。

増刷部数は 10,000 部とし、浜通り地域のキャンプ場や観光施設等に配架すること。

(3) オンラインコミュニティ (17,860 千円)

ア オンラインコミュニティ運営

(ア) 令和 6 年 7 月に開設した、ホープツーリズムの参加者や浜通りのファンなどが交流できるオンラインコミュニティ (※)「ふくしま浜通り★こらっせ! 広場」(以下、「当コミュニティ」という。)を運営し、浜通りの「いま」や「魅力」を語り合う場を通して、浜通りやホープツーリズムに関心のない層に対しても関心・関与を高め、誘客促進を図るトークテーマの投稿を 8 本程度実施すること。

(イ) 当コミュニティの登録促進を図るキャンペーンを 2 回以上実施し、当コミュニティ新規登録者 4,000 名以上を目指すこと。なお、キャンペーンに必要な準備や調整も行うこと。また、新規登録者には登録時アンケートを設置し、登録者の属性(居住地、年代等)を把握すること。

(ウ) トークテーマ投稿の設定のほか、当コミュニティ登録者へ浜通りで開催されるイベントのお知らせ等を投稿できるスタッフアカウント(全自動 AI 小型コミュニティ)を設定すること。

(エ) 当コミュニティ及びスタッフアカウントへの投稿コメント等を対象に AI を活用したデータ分析を実施し、動態変容のポイント等を解析し、次年度以降の効果的なプロモーションを提案すること。

※「オンラインコミュニティ」

共通の関心事のある人同士が交流できるネット上の場。クオン(株)が運営するオンラインコミュニティ「絆」のコミュニティ(220 万人規模)の中に「ふくしま浜通り★こらっせ! 広場」を開設。

(URL : <https://www.beach.jp/community/HOPE-HAMADORI>)

企画提案に当たっては、コミュニティ参加者の来訪につなげるための投稿手法や参加者を増やすためのキャンペーンの内容など具体的な手法について提示すること。

イ リアルイベントの実施

(ア) 当コミュニティ登録者が浜通りへの関心・関与を高め、浜通りのファン化

を促すリアルイベントを首都圏等で各1回以上実施すること。なお、実施に必要な準備や調整も行うこと。

(イ) 浜通りで開催される観光交流イベントに合わせて、当コミュニティ登録者がホープツーリズムを体感できるモニターツアーを1回以上実施すること。なお、実施に必要な準備や調整も行うこと。

(ウ) 上記①、②のイベントについて、参加者数は計20名以上とする。なお、当コミュニティ登録者が体験報告をコミュニティ上で行い、イベントに参加できなかった登録者に対しても誘客促進を図るようにすること。

企画提案に当たっては、(1)の観光交流イベントへの誘引に資する具体的なイベント企画について提案すること。

ウ 「“絆”のコミュニティ」参加企業との連携

(ア) オンラインコミュニティのプラットフォームである「“絆”のコミュニティ」に参加している企業に対して、企業向けホープツーリズムの開催内容等について、定期的に周知を行い、浜通りへの誘客促進を図ること。

(イ) 「“絆”のコミュニティ」に参加している企業とのコラボ企画（浜通りで実施されるイベント（ホープツーリズム拡大推進事業（サイクルを活用した誘客促進）の活用等）を実施し、当コミュニティの活性化を図ること。コラボ企画の内容については、「“絆”のコミュニティ」に参加している企業と調整し、決定すること。

企画提案に当たっては、企業コラボ候補を複数提案するとともに、企画参加者が浜通り地域及びホープツーリズムに関心を持ち、同地域への来訪につながる具体的なイベント企画について提案すること。

エ 効果分析

コミュニティサイト内での投稿を分析の上、投稿内容の最適化を図るとともに、浜通り等地域のイメージや意識変容を取りまとめ、年2回以上県へ報告すること。

また、実績報告書の作成に当たっては、投稿の分析結果から今後の浜通り地域等への来訪促進策を盛り込むこと。

(4) ホープツーリズムプロモーション (13,115千円)

ア 情報発信

「あなたの旅がきっとある。ふくしま浜通り」の公式WEBサイト (<https://hamadori-coast.com/>) を活用した情報発信を行うとともに、ホープツーリズム拡大推進事業内の各事業の組み合わせによる効果的なデジタルプロモーション、メディア等を活用した情報発信を行うこと。

また、アクセス解析によるサイト訪問者の属性分析、行動分析を行うとともに、Google アナリティクスやサーチコンソール等を活用し、WEB ページへの流入状況等の把握を行うこと。

なお、企画提案に当たっては、効果的なデジタルプロモーション及び情報分析の手法について具体的に提示すること。

イ デジタルプロモーション

別途指示する観光交流課が保有する公式 Instagram のアカウントや、GDN (Google ディスプレイネットワーク) 等のデジタルツールを活用し、イベント開催までにプロモーションを行い、集客に努めること。

なお、企画提案に当たっては、プロモーションの手法について費用も含め具体的に提示すること。

(5) 関連事業との連携

浜通り全体での一体的な事業構築が必要であることから、別に示す「ホープツーリズム運営・基盤整備事業 (※1、再掲)」と、「ホープツーリズム拡充等推進事業 (※2、再掲)」との連携により、事業効果の最大化を図ること。

(※1) ホープツーリズム運営・基盤整備事業

ホープツーリズムの更なる深化・拡大に向けて運営基盤の強化を図るため、窓口運営を始めとし、コンテンツの充実や磨き上げ、プロモーション・インバウンド誘客等を行う。また、地域人材の確保に向けてフィールドパートナーの研修内容の充実を図る。

(※2) ホープツーリズム拡充等推進事業 (サイクルを活用した誘客促進)

浜通り等への誘客促進の取組として、官民約50団体で構成する「ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を設置し、ナショナルサイクルルートの指定も視野に入れ、走行環境や受入環境等の整備を重点的に進めてきたところであり、今後、推進協議会が主体となる持続可能なサイクルツーリズムの推進を図りながら、本県が世界に誇るサイクリングルートの魅力を国内外に発信することにより、サイクリストの誘客を促進し、交流人口の拡大を図ることを目的とする。

5 その他の留意事項

(1) SDGs の推進

本委託業務の実施に際しては、持続可能な開発目標 (SDGs) の要素を踏ま

えること。

なお、企画提案に当たっては、SDGsとの関連性について具体的に提示すること。

(2) 実施については、以下の内容を踏まえること。

- ・事業全体の統括責任者及び小事業における責任者を配置すること。
- ・企画・調整、交通、宿泊、食事、施設見学、観光コンテンツ等の全行程における手配、取材先との調整等、一切の事務連絡業務を行うこと。
- ・参加者の募集は、独自のノウハウや手法を活用し、関係団体等と連携して予定人数の参加者(特に県外者)が見込めるように考慮した集客方法を行ない、チラシの作成・配布、ホームページ、SNS等を利用し、効果的に行うこと。
- ・イベントやツアーでは、様子を記録するため写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は本県がホームページまたはその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- ・ツアー訪問先との事前打合せ及び現地確認を行い、ツアー中は参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。
- ・事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等を策定すること。
- ・事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとし甲が著作物を継続的に利用できるものとする。

6 成果品

- (1) 業務実績報告書(事業実施に関する経過、事業成果に対する分析・課題の記載 持続的な取組とするための手立ての記載等)
- (2) 製作したツール等一式(動画データ、制作資料等)
- (3) その他、別途担当者が指示するもの一式

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（様式第1）
 - ・統括責任者通知書（様式第2）
 - ・実施工程表（様式任意）
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（様式第3）
 - ・成果品
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

9 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら本県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (5) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

令和6年度及び7年度にホープツーリズム拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）で企画したキャンペーンプラン一覧

No.	キャンプ場名	キャンペーンプラン内容
1	天神岬スポーツ公園	とみおかワインドメーヌボラン ティア体験
2	ホップガーデンオートキャンプ場	ブルワリー見学ツアー ヒンメリ作りワークショップ
3	ワンダーファームキャンプフイ ールド	沖釣り体験 ガイドと巡るサイクリング体験
4	ホップガーデンオートキャンプ場	ホップ摘み体験＋飲み比べプ ラン
5	いわきオートキャンプ場DAN	いわきワイナリーぶどう収穫＋ 試飲体験
6	葛尾村森林公園 もりもりランド かつらお	HANERU葛尾エビ養殖所見 学・エビすくい、試食体験
7	TATSUNO BASE	地元食材付＋浜フェス周遊ウ ォーキングツアー
8	天神岬スポーツ公園	SUP・パックラフト体験
9	ホップガーデンオートキャンプ場	冬野菜収穫体験＋交流ディナ ー
10	天神岬スポーツ公園	地元住職との焚き火トーク＋地 元ガイドと巡る朝ウォーキング

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、令和 年 月 日に着手しましたので届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業（首都圏向けイベントを中核とした総合誘客促進）
- 2 委託料の額
金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間
着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担 当 者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業（首都圏向けイベントを中核とした総合誘客促進）
- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

委託業務完了届

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、
届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業（首都圏向けイベントを中核とした総合誘客促進）
- 2 委託料の額
金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

(別記2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。
(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。
(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。
(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。
(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。
(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。